

令和8年3月25日

青森県教育委員会第926回定例会

期 日 令和8年3月25日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について ..... 1

### 3 議 案

- 議案第1号 青森県文化財保存活用大綱の改訂について ..... 2
- 議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について ..... (非公開の案件)
- 議案第3号 青森県文化財保護審議会委員の人事について ..... 3
- 議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について ... 4
- 議案第5号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について ..... 5
- 議案第6号 青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について...  
..... 8
- 議案第7号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について ..... 10
- 議案第8号 県重宝の指定について ..... 13
- 議案第9号 県立特別支援学校の校名変更について ..... 14

### 4 その他

- 青森県立学校入学者選抜WEB出願について ..... 15
- 青森県立高等学校における「通級による指導」の実施について ... 16
- 職員の懲戒処分の状況について ..... 17

### 5 閉 会

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 令和 7 年度青森県一般会計補正予算（第 6 号）案（教育委員会所管分）

# 議案第 1 号

## 青森県文化財保存活用大綱の改訂について

青森県文化財保存活用大綱を、別紙のとおり改訂する。

## 議案第 3 号

### 青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

斎藤山	藤田	政	人
佐々山	木田	あす	か
山上	田	泰	子
大藤	條	信	彦
下	谷	伸	治
葉	田	俊	雄
村	田	雄	次
兵	山	茂	
小	中	健	大
山	藤	勝	幸
小	倉	匡	俊
小	岸	洋	貴
	形	浩	子

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

岡	田	俊	治
岡	田	康	博

青森県文化財保護審議会委員に任命する

任期は令和 8 年 4 月 9 日から令和 1 0 年 4 月 8 日までとする

令和 8 年 3 月 2 5 日

青森県教育委員会

## 議案第 4 号

### 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の 人事について

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事を次のとおり行う。

杉本	孝
竹内	正光
細越	敬喜
小玉	吉樹

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に任命する

任期は令和 8 年 5 月 1 3 日から令和 1 0 年 5 月 1 2 日までとする

令和 8 年 3 月 2 5 日

青森県教育委員会

# 議案第5号

## 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

公益信託ニ関スル法律の全部改正等により、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務が廃止されることに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

教育長の専決事項に関する規定等から「教育に関する公益信託」に該当する部分を削除する。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十七号及び第三条第一項第八号中「及び公益信託」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月教育委員会規則第二号）

新旧対照表

[下線部は改正部分]

改正後	改正前
<p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるもの以外の事務は、教育長に委任する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 教育に関する法人に関すること。</p> <p>十八～二十三 略</p> <p>2 略</p> <p>第三条 次の各号に掲げる事務は、教育長に専決させる。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 教育に関する法人に関すること。</p> <p>九・十 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるもの以外の事務は、教育長に委任する。</p> <p>一～十六 略</p> <p>十七 教育に関する法人<u>及び公益信託</u>に関すること。</p> <p>十八～二十三 略</p> <p>2 略</p> <p>第三条 次の各号に掲げる事務は、教育長に専決させる。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 教育に関する法人<u>及び公益信託</u>に関すること。</p> <p>九・十 略</p> <p>2～4 略</p>

## 議案第6号

### 青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について

#### 1 提案理由

公益信託ニ関スル法律の全部改正等により、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務が廃止されることに伴い、青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止することから、同条例に基づいて定めている規則を廃止するため提案するものである。

#### 2 規則案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

#### 4 その他

全部改正後の法律の附則において、全部改正前の法律に基づき許可を受けた公益信託については従前の例による旨の経過措置が規定されているため、規則を廃止するに当たり、同様に経過措置を附則に規定することとする。

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則案

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第一条に規定する公益信託で教育委員会の所管に属するものの監督については、なお従前の例による。

## 議案第7号

### 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 に関する規則の一部を改正する規則案について

#### 1 提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬年額を改めるため提案するものである。

#### 2 概要

学校医及び学校歯科医の報酬年額を21万円から21万2千円に、学校薬剤師の報酬年額を15万6千円から15万8千円に増額するものである。

#### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十一万円」を「二十一万二千元」に、「十五万六千元」を「十五万八千元」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第五条 校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医にあつては<u>二十一万二千元</u>、薬剤師にあつては<u>十五万八千元</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(報酬)</p> <p>第五条 校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医にあつては<u>二十一万円</u>、薬剤師にあつては<u>十五万六千元</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

## 議案第 8 号

### 県重宝の指定について

青森県文化財保護条例（昭和 5 0 年 1 2 月青森県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

種 別	名 称	員数	所在地	所有者
県重宝 (建造物)	旧制木造中学校講堂	1 棟	つがる市木造 若緑 5 2 - 1	つがる市
県重宝 (歴史資料)	弘前藩庁日記	4, 5 3 6 冊	弘前市大字 下白銀町 2 - 1	弘前市
県重宝 (歴史資料)	八戸藩日記	6 1 3 冊	八戸市大字糠塚 字下道 2 - 1	八戸市

## 議案第9号

### 県立特別支援学校の校名変更について

県立特別支援学校の校名を以下のとおり変更することとする。

#### 1 現校名、新校名

現校名	新校名
青森県立弘前第一養護学校	青森県立弘前いわき支援学校
青森県立弘前第二養護学校	青森県立弘前さくら支援学校
青森県立八戸第一養護学校	青森県立八戸あさひ支援学校
青森県立八戸第二養護学校	青森県立八戸きぼう支援学校
青森県立森田養護学校	青森県立森田支援学校
青森県立黒石養護学校	青森県立黒石支援学校
青森県立浪岡養護学校	青森県立浪岡支援学校
青森県立七戸養護学校	青森県立七戸支援学校
青森県立むつ養護学校	青森県立むつ支援学校

#### 2 変更の時期

令和9年4月1日

#### 3 その他

当該県立特別支援学校の校名については、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案の議決により変更するものである。

## その他

### 青森県立学校入学者選抜WEB出願について

#### 1 WEB出願の概要について

青森県立中学校、青森県立高等学校及び青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜において、これまで紙媒体で行ってきた出願手続等を、WEB上で手続可能とするもの。（県立高等学校通信制の課程の後期入学者選抜を除く。）

#### 2 実施年度について

令和9年度入学者選抜（令和8年度実施）から導入するWEB出願システムにより実施。

#### 3 出願手続等について

令和9年度入学者選抜から導入するWEB出願システムで、以下のような出願手続等を行う。

##### (1) 出願者の手続等

- ・出願に必要な氏名・住所等の出願者情報や、出願先の学校・学科等の情報をスマートフォンやパソコン等の端末で入力・提出。
- ・クレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれかの方法により、選 hands 手数料及び入学料を納付。  
※選 hands 手数料は県立中学校及び県立高等学校（通信制の課程を除く。）のみ  
※入学料は県立高等学校のみ
- ・合否結果や学力検査等の得点を、パソコンやスマートフォンで確認。  
※学力検査等の得点確認は県立中学校及び県立高等学校のみ

##### (2) 志願元校の手続等

- ・志願者から提出された出願者情報等をシステムで受領。
- ・システムで調査書等の出願書類を作成し、出願先校へ出願。  
※県立中学校は出願者が直接出願先校へ出願

##### (3) 出願先校の手続等

- ・志願元校から提出された出願書類等をシステムで受領。
- ・システムで受検票を発行。
- ・システムで合否結果の通知及び学力検査等の得点の情報提供。  
※学力検査等の得点の情報提供は県立中学校及び県立高等学校のみ

## その他

### 青森県立高等学校における「通級による指導」の実施について

#### 1 実施の経緯

- ・平成28年に学校教育法施行規則の一部を改正する省令等が公布され、高等学校における通級による指導が国において制度化された。
- ・本県では、平成30年度から県立北斗高等学校、令和2年度から県立八戸中央高等学校、令和3年度から県立尾上総合高等学校のいずれも定時制の課程において、通級による指導を開始した。
- ・全日制の課程も含めた特別な配慮を要する生徒への対応の必要性が高まっていることから、令和8年度から新たに県立七戸高等学校で通級による指導を実施することとした。

#### 2 通級による指導の概要

- ・「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障がいのある生徒に対して、大半の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について「障がいに応じた特別の指導」を、教育課程に加え又はその一部に替えて実施することができるものである。
- ・通級による指導は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の障がいのある生徒を対象とする。
- ・指導の対象とするか否かの判断にあたっては、実態把握等をもとに、生徒・保護者との合意形成を図りつつ、総合的な見地から判断する。

#### 3 今後の予定

- ・県立七戸高等学校では、1年次の自立活動（社会と生活A）を教育課程に加える形で、2～3年次の自立活動（社会と生活B）を教育課程の一部に替える形でそれぞれ実施する。
- ・今後の在り方については、実施校4校での実施状況等を踏まえ、検討していく。

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和8年3月（2月1日～3月24日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（55歳 男性）  
②事案の概要等 速度超過
- ・ 令和7年7月29日（火）午後5時53分頃
  - ・ 青森市内の市道
  - ・ 最高速度40km/hのところ、60km/hで走行
- ③処分内容 戒告  
④処分年月日 令和8年2月2日  
⑤その他 令和6年8月15日及び令和7年3月11日に物損事故を起こしていることから、量定を加重
- 事案2 ①被処分者 西北地域の中学校 教諭（60歳 男性）  
②事案の概要等 物損事故
- ・ 令和7年9月28日（日）午後1時25分頃
  - ・ 弘前市内のコンビニエンスストア駐車場
  - ・ 駐車場から出ようと車を後進させた際、左側から進行してきた車と衝突したもの。
- ③処分内容 戒告  
④処分年月日 令和8年3月5日  
⑤その他 令和7年7月22日に速度超過をしていることから、量定を加重
- 事案3 ①被処分者 東青地域の高等学校 教頭（54歳 男性）  
②事案の概要等 人身事故
- ・ 令和6年4月25日（木）午後4時46分頃
  - ・ 五所川原市内の国道
  - ・ 前方不注意により対向車線へはみ出し、対向車線を走行していた車と衝突したもの。
  - ・ 事故の相手方（1名 約1か月の加療）
- ③処分内容 減給1月  
④処分年月日 令和8年3月17日  
⑤その他 管理職であることから、量定を加重

- 事案4 ①被 処 分 者 東青地域の小学校 教諭 (51歳 男性)
- ②事案の概要等 人身事故、信号無視
- ・ 令和7年9月23日 (火) 午前1時25分頃
  - ・ 青森市内の国道
  - ・ 赤信号を見落として交差点に右折進入し、対向車線を直進してきた車と衝突したもの。
  - ・ 事故の相手方 (1名 約1週間の加療)
- ③処 分 内 容 戒告
- ④処分年月日 令和8年3月18日
- 事案5 ①被 処 分 者 東青地域の小学校 教諭 (24歳 女性)
- ②事案の概要等 物損事故
- ・ 令和7年11月18日 (火) 午前6時55分頃
  - ・ 黒石市内の高速道路
  - ・ 積雪によりスリップし、中央分離帯支柱等に衝突したもの。
- ③処 分 内 容 戒告
- ④処分年月日 令和8年3月18日
- ⑤そ の 他 令和6年9月18日に速度超過、令和6年11月23日に物損事故を起こしていることから、量定を加重